

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：松川村鼠穴北部棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

鼠穴北部集落の棚田 全体面積25.9ha

（政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は21.8ha、1/20未満は4.1ha）

範囲については別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

①耕作放棄の防止・削減

- ・令和11年度まで棚田地域における耕作放棄率（0%）を現状維持する。

②担い手の確保

- ・令和11年度まで棚田地域における担い手農家（認定農業者等）8人を維持するとともに、棚田地域を活動範囲とする新規就農者を1人以上増加させる。

③生産性の向上

- ・令和11年度までに棚田地域における農地集積率について、農地中間管理機構を活用して現状57%から目標59%に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①自然環境の保全・活用

- ・棚田地域周辺への電気柵の設置や適切な維持管理を行うとともに、村猟友会等と連携して鳥獣被害防止対策を推進し、令和11年度までに棚田地域における鳥獣害被害額を6万円まで減少させる。（R6被害額：9万円）

②良好な景観の形成

- ・棚田地域周辺農地の畦畔の草刈りや水路の泥上げ等を年3回以上、参加者延べ15人以上で実施し、保全に努める。

③集落機能の強化

- ・棚田地域での降雪時における地域集落内のコミュニティ施設や、道路等ライフラインの除雪作業を、棚田地域の行政区役員と協力して実施することにより地域自治機能強化を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田地域で発掘された村指定文化財である桜沢遺跡（縄文時代の竪穴式住居）を復元整備した桜沢遺跡公園について、公園内の管理清掃活動を年3回程度実施し棚田周辺の環境美化に努める。また、眼下に広がる棚田の田園景観も含めて、安曇野の原風景を鑑賞できる安らぎの場所となっていることから、観光資源としてPRやウォーキングイベント等を企画することで、年間50人の観光客を誘客する。

②棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・村は長野県の酒米生産量の約2割を生産する有数の酒米生産地であり、豊かな水資源と肥沃な土地を活かして、引き続き良質な酒米の生産に努め、県内酒蔵所への安定した原料供給を行う。
- ・令和6年に棚田地域近隣へ新設された酒蔵会社と連携し、棚田地域で生産された酒米を日本酒の原料として供給を開始することで、棚田米による日本酒のブランド化を推進する。令和7年度からは約5tの供給を開始し、段階的に生産量の拡大を目指す。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用することにより農業生産活動や地域資源の保全活動を継続することで、耕作放棄の防止を図る。

- ・担い手の確保

地域おこし協力隊員制度を活用しながら、棚田地域における担い手の確保を促進するとともに、村営農支援センターと連携し営農指導の強化を図る。

- ・生産性の向上

中山間地域直接支払交付金における集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、地域の中核的な担い手農家に農地を集約する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

中山間地域等直接支払交付金等を活用することにより、電気柵の設置や維持管理を行うとともに、村猟友会や村有害鳥獣駆除対策協議会と連携して鳥獣被害防止対策を推進する。

- ・良好な景観の形成

良好な景観を保全するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金による共同活動を通じ、地域住民を巻き込んで棚田地域周辺農地の畦畔の草刈りを実施するとともに、水路の泥上げや農道補修等の維持管理を実施する。

- ・集落機能の強化

地域自治機能の強化のため、棚田地域の行政区と連携し、降雪時における地域集落内の道路や高齢者世帯の除雪作業を実施する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

桜沢遺跡公園の管理清掃活動を定期的実施し環境美化に努めるとともに、棚田の田園景観も含めた安曇野の原風景を鑑賞できる安らぎの場所として、観光資源としての活用を図り、村や村観光協会等と連携してPRやイベントを企画することで、観光客の増加を図る。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田地域近隣へ新設された酒蔵会社に対し原料供給行い、棚田地域の担い手を中心に必要な酒米の生産に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の松川村鼠穴北部棚田地域振興協議会である。また、同協議会に所属しない団体及び個人も、指定棚田地域振興活動を実施することができる。

5 指定棚田地域振興協議会の構成

松川村鼠穴北部棚田地域振興協議会は、松川村、地域住民、議会議員、農業委員、中山間地域直接支払交付金鼠穴北部集落、多面的機能支払交付金鼠穴環境保全組合、農業者、農業法人、協議会の活動に賛同する団体及び企業等により構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし